

付随的事業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）が行う付随的事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(日本協会の付隨的事業)

第2条 日本協会は、ラグビーの普及、強化及び振興を目的として、次の付隨的事業を行う。

- (1) 日本協会（支部協会を含む。以下同じ。）が主催する試合等のテレビ・ラジオ放送、インターネット配信その他公衆送信（以下「放送等」という。）に関する事業
- (2) 日本協会が主催する試合等の映像を使用した商品の製造販売に関する事業
- (3) 日本協会又は日本代表チーム（日本選抜及び年代又はカテゴリー別の日本代表チームを含む。以下同じ。）の名称、ロゴ、マーク、キャラクター、意匠、商標その他これらのチームを表示するもの（以下「キャラクター等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という。）の肖像、氏名、署名、声、略歴等（以下「肖像等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) ラグビーの施設及び用具の検定、認定、後任又は推薦に関する事業
- (6) ラグビー選手及び指導者等の指導育成に関する事業
- (7) 日本協会又はラグビーに関する出版、広報等に関する事業
- (8) 競技場周辺における広告掲出、用具・ジャージへの広告掲出等に係るスポンサーの募集事業
- (9) その他理事会が定める事業

(放送権等)

第3条 次の試合の放送等に係る権利（以下「放送権等」という。）は日本協会に専属する。

- (1) 日本代表チームが国内において実施する試合
- (2) 日本選手権
- (3) 大学選手権、全国高校大会
- (4) 前各号の外、日本協会が主催するすべての試合

(商品化権)

第4条 第2条第2号から第4号までに規定する事業（以下、併せて「商品化」という。）を行う権利（以下「商品化権」という。）は日本協会が管理する。

2 日本協会は、商品化権を第三者に許諾することができる。

3 日本協会は、キャラクター等を日本協会の広報・広告宣伝及び商業利用のために自由に使用し、第三者に使用させることができる。

(肖像権)

第5条 日本協会に登録した選手及び役員（以下「登録選手等」という。）の肖像等に係る権利は日本協会が管理する。

2 日本協会は、登録選手等の肖像権を日本協会の広報・広告宣伝及び商業利用のために自由に使用し、第三者に使用させることができる。

3 日本協会は、前二項の権利を第三者に許諾することができる。

(事業収益)

第6条 日本協会は、付随的事業の実施による収益を、日本代表チームの強化・育成並びに理事会が特に定めた事項のために使用する。ただし、放送権、商品化権又は肖像権の許諾の対価の分配に関して、加盟チーム、選手又は役員との間に別段の契約があるときは、その定めに従う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

2021年9月15日 改正

2022年11月16日 改正